

## 医療安全に係る安全管理のための指針（基本方針）

### ○安全管理に関する基本的な考え方

獨協医科大学日光医療センター（以下「当センター」という。）は、当センターの理念に基づいた人間的医療を全うさせるため、全職員が患者さんとよりよい信頼関係を構築し、医療事故防止（安全管理体制の確保）に努める。

### ○医療安全管理委員会・その他の組織に関する基本的事項

- 1) 当センターの安全管理体制の確保及び推進のため、「医療安全管理委員会」（以下委員会という）を設置する。
- 2) 委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当センターの安全管理を担う部門として「医療安全推進部」を設置する。
- 3) 医療安全推進部は、委員会の方針に基づき、当センターの安全管理を実行する。
- 4) 各医療現場で施設内の医療安全に取り組みを行う体制を整備し、その中心的な実践活動の役割を担う職員として「リスクマネージャー」を任命する。

### ○医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

当センターでは、医療安全管理担当の企画の下に、全職員を対象とする安全管理に関する研修会を年2回以上計画的に実施する。  
なお、全職員を対象とする研修会に年2回以上受講し、自己研鑽するものとする。

### ○事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療に係る安全管理確保のため、広くインシデント・アクシデント事例を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行うこととする。なお、報告は本目的のために使用するものであり、報告者はこの報告により何ら不利益を受けるものではない。

### ○医療事故発生時の対応に関する基本方針

患者さんに何らかの事故等の発生した場合には、まず第一に必要と考えられる医療上の最善の処置を講じると共に、患者さんや家族に速やかに事実を説明する。また、病院として事故原因を調査究明し、再発防止に万全の措置を講ずるものとする。

### ○患者等に対する該当指針の閲覧の関する基本方針

本指針は、獨協医科大学日光医療センターのホームページに掲載するとともに、患者さん及び家族等からの閲覧の求めがあった場合には、これに応ずるものとする。

### ○患者さんからの相談への対応に関する基本方針

患者さんの相談に応じる体制として患者相談窓口（地域連携医療部）を主体とするが、患者さんの意向を尊重して直接相談・苦情を求めてきた場合には、これを受けた窓口が対応する。また、患者さんから寄せられた相談や苦情は当センターの安全対策等の見直しに活用するものとする。

### ○その他医療安全の推進のために必要な基本方針

常に当センターの安全管理体制の点検・見直しを行い、組織横断的に連携をとり、情報の共有化を図りながら医療の安全性の向上に努める。